

過去に講習会を受けたけど、まだよく分からない方へ

はじめて講習会に参加する方へ

まだ間に合う！改正省エネ基準の設計から申請まで

～手間のかからない計算方法は？～

埼玉県住まいづくり協議会
サステイナブル研究委員会

本年から、省エネ住宅ポイント、フラット35S、長期優良住宅、低炭素住宅、住宅性能表示制度等の様々な制度で、「改正省エネ基準」が採用され始めました。2020年省エネ義務化に向けて、今後は各制度において「従来の省エネ基準」の採用が無くなるため、「改正省エネ基準」への対応が求められています。「改正省エネ基準」対応する住宅事業者は次第に増加しておりますので、まだ対応されていない方は、ぜひ今のうちに備えておくことをお勧めします。

このたび、当協議会では「改正省エネ基準」についての講習会・相談会を実施します。手計算？エクセル活用？CAD対応？皆様の実情にあった対応方法を、設計ソフト会社・検査機関等の講師陣がご説明します。

ご参加いただける場合は、お手数ですが8月28日（金）までに「参加申込用紙」を下記の申し込み先へメール又はファックスにてお申込みください（会社名、氏名、電話番号を記載）。

記

1 日 時：平成27年9月10日（木）13時30分～16時45分

2 場 所：埼玉教育会館 201・202会議室

さいたま市浦和区高砂3-12-24（JR「浦和駅」西口より徒歩10分）

※駐車場に限りがありますので、電車・バスなどをご利用ください。

3 内 容

- 改正省エネ基準の活かし方・住宅事業者としての対処方法
- 改正省エネ基準の計算実例（手間のかからない計算方法は？）
- 改正省エネ基準の申請実務 他

4 持 参 品：計算機・筆記用具

5 参 加 費：無 料

6 申し込み先：埼玉県住まいづくり協議会事務局

TEL：048-830-0033 FAX：048-830-0034

E-mail：ss-kyougikai@saijk.or.jp

埼玉県教育会館 案内図



まだ間に合う！改正省エネ基準の設計から申請まで

参加申込用紙

埼玉県住まいづくり協議会事務局 宛

TEL : 048-830-0033

FAX : 048-830-0034

E-mail : ss-kyougikai@saijk.or.jp

出席者	
会社名	
氏名	
氏名	
氏名	
連絡先 (電話番号)	

※参加人数に応じて適宜行を追加してください。